

広 報

ぼうさい

DISASTER MANAGEMENT NEWS

2003年9月
第17号

監修：内閣府政策統括官（防災担当）

編集協力：総務省消防庁

特集 防災情報の共有化について



C O N T E N T S

ご挨拶

内閣府政策統括官 尾見博武 …………… 2

グラビア …………… 3

特集 防災情報の共有化について

防災情報の共有化に関する専門調査会報告 …… 5

（寄稿）防災科学技術研究所理事長 片山恒雄 …… 7

市町村職員中央研修所学長 秋本敏文 …… 8

語り部・キャスター 平野啓子 …… 9

中央防災会議の開催 …………… 10

災害の現況

7月梅雨前線豪雨災害 …………… 11

宮城県北部地震 …………… 12

台風10号および14号による災害 …………… 13

動向・報告

災害教訓の継承に関する専門調査会の開催 …… 14

首都直下地震対策専門調査会の開催 …… 14

東海地震緊急対策方針 …………… 15

地震防災基本計画の修正 …………… 16

平成15年度総合防災訓練の実施状況 …… 18

阪神・淡路大震災復興関係省庁連絡会議幹事会 …… 18

鴻池防災担当大臣（当時）の米国訪問 …… 19

「東南海、南海地震に係る地震防災対策
の推進に関する特別措置法」施行 …… 19

企業と防災に関するシンポジウム …… 20

トピックス

平成15年防災功労者表彰式 …………… 21

防災フェア2003を開催 …………… 22

information

7月～9月の動き …………… 22

関東大震災80年 THE 地震展 …………… 23

被災者生活再建支援金の支給状況 …… 23

10月～11月の行事予定 …………… 23

防災の原点

去る7月15日に現職に就いてから2か月が過ぎた。就任直後から、九州での梅雨前線豪雨災害、宮城県北部での地震災害、台風10号による災害などが相次ぎ、幸い地震災害では犠牲者はなかったものの、その他の災害では残念なことに数多くの死者、行方不明者が発生してしまった。亡くなられた方々のご冥福をお祈りするとともに、ご遺族に対して心からお悔やみを申し上げる次第である。

さて、災害に対して政府として対応に追われるなかで、この災害をどうして防げなかったのか、災害による被害の再発防止を図るにはどうしたら良いのかなどの問題を考え続けてきた。もちろんそれぞれの災害の検証は、それぞれの防災関係者などにおいてなされていると思うが、ここでは、内閣府の防災担当という立場で、私個人が感じたこと、気づいたことを述べてみたい。

第1の点は、避難に係る防災情報の住民の方々への伝達に関することである。我々は防災情報の共有化を相言葉に、気象、雨量、河川の水位などの情報を防災行政無線や携帯電話、インターネットなどの多様な通信手段を通じて、リアルタイムで防災関係者だけでなく住民の方々にも伝達することを目指している。

しかし、今回の災害、特に水害に関して言えば、情報伝達を有効かつ適切に行うためには、介在する人、すなわち防災関係者が的確に行動することが不可欠であることが明らかになった。

また、住民の方々に伝達する情報は、いわゆる生の情報だけでは不十分であり、わかりやすい情報として避難勧告、指示に直結する危険情報、自主避難につなげる注意情報といった具体的な情報が必要であることも認識された。さらに、住民の方々への伝達については、無線などの通信手段に加えて、最終的にはフェーストゥフェースによることが大切である。要するに、防災関係者という人間がきちんと機能することがこの問題では重要であると考えている。

第2の点は、地方公共団体の防災体制に関することである。災害がウィークデーの昼間に生ずることはむしろ稀であろう。土日、夜間、年末年始など防



内閣府政策統括官
(防災担当)

尾見 博武

災体制が万全でない時期に発生しやすい。防災関係者の意識を高め、夜勤、休日出勤などをいとわない体制づくりが必要ではないかという点である。

第3の点は、住民の方々の防災意識に関することである。台風などの風水害では、安全な場所への避難が課題であるが、自宅が安全なら、そこでじっとしていることが基本である。むしろ風雨の強い時期に屋外に身をさらすことの方が危険である。鉄道も道路も橋も絶対安全とは限らない。避難をするため止むを得ない場合を除き、極力外出を控えるべきであろう。こうした観点からみると、最近の住民の方々の行動には不安を感じざるを得ないケースが見られるのは残念である。山登り、行楽、キャンプなどで被災するケースなどは論外であると言いたい。

「災害心理学」では、人間には危機に際して「タ力をくくったり」「開きなおったり」する「正常化の偏見」と呼ぶ危険を無視する心理があるとのことである。このような心理は、災害時だけでなく、我々の日常生活で多々経験するところである。例えば、人間ドッグなどで異常が発見されても軽視しがちであるなど、枚挙に暇がない。

防災行政においては、科学的知見に基づく危険情報を積極的に住民の方々に明らかにし、その理解を得て、危機回避行動をとることを期待しているが、人間心理に内在するこうした要素をどう克服していくのか、大きな課題をつきつけられた思いがする。

以上、今回の災害に触発されて感じたことを述べてきたが、このような見方にはご批判もあると思うし、もっと大事な点も多々あるに違いない。いずれにせよ、常に防災行政上大事なことは何かという視点を持って仕事をしていきたいと考えている。

平成15年7月梅雨前線豪雨（7月18～22日）

熊本県水俣市における集中豪雨災害（7.20）



水俣市宝川内集地区



消防・自衛隊・警察などによる捜索



水俣市深川新屋敷地区

写真提供: 水俣市

平成15年宮城県北部地震（7月26日発生）



矢本町役場付近で倒壊した家屋

写真提供: 宮城県



ブロック塀の崩壊（小松字沖砂利前）

写真提供: 矢本町

平成15年台風10号（8月8～10日）



北海道厚別川の氾濫



厚別川ブケマ橋の橋梁損壊

写真提供: 北海道

平成15年総合防災訓練（9月1日）



総理大臣と埼玉県とのテレビ会議（於：緊急災害対策本部会議）



航空自衛隊入間基地における救護訓練

防災フェア2003（8月29日～9月1日 於：東京駅前・丸ビル）



防災フェア会場「マルキュープ」



鴻池防災担当大臣(当時)らによるテープカット

有珠山噴火災害復興状況現地視察（8月8日）



災害遺構を視察する鴻池防災担当大臣(当時)



有珠山噴火災害遺構

平成14年7月の中央防災会議で設置が決定された「防災情報の共有化に関する専門調査会」は、同年10月の第1回会合開催以来12回にわたり検討を行い、報告をとりまとめ、7月に開催された中央防災会議へ提出されました。今後、報告で示された防災情報の共有化の実現に向け、各機関において取り組みを推進していきます。

「防災情報の共有化に関する専門調査会報告」の概要

1. はじめに

すべての防災活動は情報を基に判断され行われるものであり、情報は、防災対策にとって根幹となります。

阪神・淡路大震災の教訓をふまえ、これまで、防災情報共有に向けた数々の取り組みが鋭意行われてきましたが、混乱する災害時には、さまざまな場面で情報の時間的・空間的空白が未だに生じることが想定されます。また、少子高齢化や地域コミュニティの変容等の社会状況の変化から、自助・共助・公助のバランスがとれた効果的な防災対策がますます重要になってきており、これを支える防災情報の的確な共有が不可欠となっています。

一方、情報技術（IT）の急速な進展は、より充実した防災情報共有を可能にするとともに、社会の情報共有の形を大きく変貌させ、かえって災害時に脆弱となる場合もあり、このような状況をふまえた的確な防災情報共有を図る必要があります。

以上のようなことから、防災関係機関、住民、NPO、企業等の各主体の情報を有機的に連携させ、明確な戦略をもって確実に防災情報の共有化を図る必要があります。

2. 防災情報の現状と課題

防災対策上の要請と近年の社会状況の変化に照らし、災害のそれぞれの段階における情報共有において、以下のような課題があります。

阪神・淡路大震災の教訓と残された課題

- ・組織横断的な情報共有
 - ・自助・共助・公助のバランスがとれた防災社会の確立
 - ・防災関係機関の対応力の向上
- 社会状況の変化への対応
- ・地域コミュニティの変容

- ・災害時要援護者への配慮
- ・ライフスタイル等の変化
- ・IT社会への対応

平常時からの防災への備え

- ・緊急時の的確な防災活動のための平常時からの情報共有
- ・災害への備えのための平常時からの情報共有
- 科学的防災情報の的確な活用
- ・受け手の視点に立った提供
- ・不確かな情報への対応

3. 防災情報共有化の基本的方向

情報の面から見た防災対策の課題をふまえ、以下のような方向で、3年程度を目標に防災情報化を図ることとしています。

- 時間的・空間的な空白を解消
- 情報活用体制を確立
- 平常時からの防災情報の的確な共有・活用
- 防災電子政府を構築
- 防災情報共有推進体制を整備

4. 防災情報共有に関する具体的施策

防災情報の的確な共有を進めるための具体的施策を、基本的方向と情報共有を行う主体に応じて整理したものが、次頁の表です。

報告の本文につきましては、内閣府ホームページをご覧ください。

<http://www.bousai.go.jp/jishin/johokyoyu/>

防災情報共有化に関する具体的施策

	時間的・空間的な 情報空白を解消	情報活用体制を確立	平常時からの防災情報 の的確な共有・活用
防災機関内	<ul style="list-style-type: none"> 迅速・的確な情報収集 被災全体像の早期把握の精度向上 悪条件下における情報収集 画像情報等の体系的収集 防災情報システムを運用する人員体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> 信頼性の高い大容量防災通信ネットワークの整備 全国的な大容量防災通信ネットワークの整備 通信網の相互利用 通信施設等の被災対策 	<ul style="list-style-type: none"> 情報の共通化・標準化 防災情報共有プラットフォームの構築 現地における高度情報化 情報共有にあたっての役割・責任の明確化 緊急時の的確な情報運用 <ul style="list-style-type: none"> 総合化による情報の有効活用 官民の施設管理情報等の活用 防災GISの整備 研究者等との連携 	<ul style="list-style-type: none"> 災害関係情報の体系的保存と活用
住民等の間、住民等と行政の間	<ul style="list-style-type: none"> 情報が確実に伝わる社会を実現 情報共有の実現に関する責任の明確化 多様な手段による情報提供 緊急な避難誘導に関する情報の確実な伝達 災害時要援護者等への確実な情報提供 日常用いられている通信手段の耐災害性向上と輻輳の回避 予備的な情報通信手段の確保 情報伝達の確認・検証 <ul style="list-style-type: none"> マスメディアとの連携 体系的情報提供と連携の強化 情報提供体制の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 住民等と行政との双方向情報流通体制を確立 情報の受け手のニーズへの的確な対応 双方向性を持つ情報共有 住民等からの情報収集 住民等との連携の強化 <ul style="list-style-type: none"> ボランティア、NPO等への支援 平常時からの情報提供を通じた活動支援 災害時における活動の場の提供 	<ul style="list-style-type: none"> 平常時からの情報の的確な活用 災害時の防災行動に関する平常時からの周知 リスクコミュニケーションの実施 地域の特性に応じた防災対策のための情報共有 地域の災害関係情報の伝承と活用
	情報共有化の推進体制	防災計画に情報共有について規定 防災情報共有化推進会議 防災情報共有化研修・訓練の実施と責任者の設置	

防災情報の共有化を目指して

独立行政法人 防災科学技術研究所理事長 片山 恒雄



本年7月19日午後8時ごろ、熊本県水俣市周辺では強い雨が降り始め、20日午前1時からバケツをひっくり返したような豪雨となった。土石流が起きたのは午前4時過ぎ、避難情報が早く出ていれば、水俣市の犠牲者19人は出なくてすんだかもしれない。その1週間後の26日、宮城県北部で震度6強を記録する地震が起きた。幸い死者は出なかったが、「現地の被害は報告以上だ」と、県の担当者は、救援活動に欠かせない情報収集の遅れを認めたという。

どんな課題が残っているか

情報が組織横断的に流通しない。行政による公助に加えて、NPO、企業などの自助・共助により地域の防災力を高め、変化する社会へ対応できる情報の共有が重要だ。情報の共有化は、地域コミュニティやライフスタイルの変化、IT社会への対応、災害時の要援護者を考慮して進める。混乱した状況での確な防災活動を行うには、災害に関する正確な知識など、平常時から備えが大切だ。科学的防災情報を的確に提供するとともに、受ける側も情報の中には不確かなものがあることを知っておかねばならない。

基本的方向と具体的施策

本年7月に中央防災会議が発表した、「防災情報の共有化に関する専門調査会報告」は、

- 時間的・空間的な情報空白を解消
- 情報活用体制を確立
- 平常時から防災情報の的確な共有・活用
- 防災電子政府を構築
- 防災情報共有推進体制を整備

の5つの基本的方向のもとに、(i) 防災関係機関内、(ii) 住民等の間、住民等と行政の間の情報共有化について、3年程度を目標に具体的施策を進めるべきとしているが、ここでは、住民を中心とした施策について述べる。

まず大切なのは、情報が確実に伝わる社会の実現であり、情報共有に関する責任の明確化、多様な手段による情報提供、緊急な避難誘導に関する情報の確実な伝達、要援護者への確実な情報提供、そして通信手段の耐災害性向上と輻輳の回避、予備的な情報通信手段の確保や情報伝達の確認・検証が必要とされる。

住民等と行政の双方向の情報流通体制を確立するためには、受け手のニーズへの的確な対応が不可欠であり、住民等からの情報収集、住民等との連携の強化を

考えねばならない。

平常時から災害関連情報に慣れておく。災害時にとるべき行動を周知しておくため、リスクそのものや地域の特性に応じた防災対策に関する情報を共有し、地域の災害関係情報の伝承を図る。

マスメディアとの連携を強化し、体系的情報を提供する体制を充実しておく。また、平常時から情報提供を通じてボランティアやNPOなどの活動を支援し、災害時には適切な活動の場を提供する。

推進体制と今後の課題

まず、防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画などに防災情報共有に関する項目を設け、防災情報共有の目標、主体、実施内容などを明確に定める。政府は、防災情報システムの戦略的・計画的な整備を図るための実行計画の検討、実施状況などのフォローアップ、総合調整などを行う防災情報共有化推進会議を設置する。また、防災関係機関内における防災情報共有体制の点検や、訓練・研修を実施する防災情報の共有に関する責任者を明確に定め、組織における情報共有化を確実に推進する必要がある。

さらに、報告書は、防災情報共有をよりの確に進めるため、以下の事項について検討し、その結果をふまえて具体化を図るべきとしている。

- 防災関係機関とマスメディアとの具体的連携方策
- 住民等における災害時の情報通信手段の具体的確保
- 住民等の中において、防災情報の共有をコーディネートする人や団体の育成・支援
- 企業、NPOなども参加した地域コミュニティの充実における防災情報のあり方
- 災害経験や教訓についての国際的な情報共有



「防災情報の共有化」を生かす

市町村職員中央研修所 学長 秋本 敏文

阪神・淡路大震災の約半年後、自治省消防庁（当時）長官に就任した私の最大の課題は情報収集体制の強化であった。消防防災ヘリコプターの増強、高所監視カメラの設置、消防庁の体制整備など当時としては相当のことはしたが、今回の専門調査会に参加して、あらためて情報関係技術の進歩のめざましさを痛感した。今後地方公共団体においても技術の進歩に対応した関連装備の一層の充実、高機能化が求められることとなる。その際、国、地方公共団体間における技術情報の共有や技術レベル、運用方法などについての連携強化が必要である。

また、情報装備を生かすためには関連する運用ソフトの整備や習熟はもちろん必要だが、入手した情報の意味を読み取り、現実の防災活動に速やかに生かす人間の力が求められる。そのことを常に意識しながら、トップを含めた研修や訓練を反復することが重要である。特に大規模災害の場合は不測の事態が続出するであろうが、その時も非常事態対処の基本的な心構え、基本的な知識技術の習得があるのとないのとは大違いである。

これらを進めていくためには、人的な体制整備も含めて、財政負担の問題も無視することはできない。国としての財政措置も重要である。

今回の報告の重要なポイントのひとつは情報共有化の範囲に住民を含めていることであろう。そこではマスコミの役割も大きいですが、住民に最も身近な地方公共団体、特に市町村の役割が大きい。そして、必ずしもハイテクによらない、誰にでもわかる、誰にでもできる情報伝達が重要であり、また、災害時だけでなく平時からの情報共有が重要である。これらについて、市町村は積極的に取り組まなければならないが、ここでは特に情報共有化の基盤とも言えるコミュニティ防災について指摘しておきたい。

阪神・淡路大震災の経験に見られたように、災害が大規模になればなるほど、行政機関による救助、消火活動には限界が大きく、地域住民が自ら救助活動などを行うことができるかどうかが生死を分かつことになる場合がある。近年特に大都市では地域の連帯感が薄れるなどコミュニティの変容が指摘されているが、住

民自身の安全確保を正面に押し出すならば地域の結束を図ることができるのではないだろうか。

婦人防火クラブなど自主的な防災活動グループがある場合はそれを発展させるなど地域にとってやりやすい方法をとればよい。消防団も重要であろう。消防団員はほとんど無償に近い報酬だが、単なるボランティアではない。堅苦しい話になるが、特別職の地方公務員であり、命令に従って組織活動を行う行政機関である。プロとしての訓練も受けている。阪神・淡路大震災のときも各地で活躍した。その活動は、消火だけでなく、住民の安全を守るために必要なすべてに及んでいる。しかし、近年、団員が減少する傾向にあり、すでに100万人を切って90万人近くになっている。もちろん、自主防災組織やさまざまなNPOなども重要だが、地域の中核的な活動組織として、消防団はもっと重視する必要があると思われる。

今回の報告で、3年の目標期間の設定、防災計画への記載、共有化推進会議の設置を提言していることも重要である。阪神・淡路大震災以後従来とは比較にならないほど整備されたと思うが、この報告を契機にさらに集中的に取り組むことが望まれる。その場合、それぞれの特徴を生かした分担と連携が重要である。例えば消防機関は第一次情報発信者としての役割が大きい。消防機関は、警察を除けば24時間体制を取っている唯一の行政機関であり、住民に最も身近で、全国をカバーしている。しかも被害が生じた場合はいち早く119番通報を受ける立場にある。従って、そこで得た第一次情報はただちに国、県などに伝えることを重要な使命のひとつと心得ておかなければならない。

阪神・淡路大震災の時、119番通報の輻輳、混乱の状況がまず何らかの方法で伝わっていたら、各方面の対応は異なっていたらう。反面、国、県には総合的な情報が集中するので、国などはこれを整理しながら、速やかに市町村などに伝えることが期待される。市町村の側には、国などからの情報は遅れマスコミ頼りになりがちという気持がある。適切な役割分担と連携強化をこの機会にさらに強く進めていくことが望まれる。



災害の教訓を対面で伝え合い継承する

語り部、キャスター 平野 啓子

誰かが「そこに一輪の花が咲いていました」と語ったとする。聞き手はそれぞれ何かしらの花を思い浮かべるだろう。幼い頃摘んだ思い出の花、旅先で見た花、好きな絵画の中に描かれている花…。そこに300人の聞き手がいれば、300通りの花がイメージの中で瞬時に咲きそろう。語り部は、語り手の言葉から、聞き手がイメージをふくらませて完成させる世界である。

以前、語り教室の研究生の方々に、清少納言の「春はあけぼの」を聞いて思い浮かんだものを絵にしてもらった。すると、「夏は夜〜」の「夜」を表わすのに街灯のランプが灯っている絵を描く人や、「夏」を表わすのに平安時代にはなかったアイスクリームや水槽の熱帯魚を描いた人がいた。

このように、言葉から描くイメージが一人ひとり違うだけでなく、それを他の人に伝えようとする際、さらに表現の工夫がされる。こうして、ひとつの言葉から多彩なイメージへと広がっていくのが、言葉の広がり面白さだ。

しかし、災害時にはその言葉の広がりが障害になるだろう。緊急時には、短い言葉で伝えられる情報に対して、皆が同じことをイメージする必要がある。そのため、まず、災害時に伝達する言葉を統一し、日頃から言葉の指す内容が一致するような訓練が必要と思う。

一方で、話の中に使われるモチーフがどのように変化して受け取られても、人間の喜怒哀楽や季節感、なるほどと感心するような知恵、教訓など、物語の柱になる情感がしっかり伝わればよいということもあり、これも防災の場面によっては有効かと思われる。

防災関係の会議に出席した折、専門家の方が過去の災害のようすを説明して下さることがある。1つのポイントを2〜3分かけて話されることによって、内容を心の中にイメージしやすく、初めて聞く私にもよく理解できる。数字のデータなどは忘れても、大変な災害だったことが伝わり心に残る。声でゆっくりと伝えられることの効果である。そうした話を委員会で聞いた帰途でスーパーやコンビニエンスストアに立ち寄ると、自然にローソクやマッチに目が向く。

防災の準備をする自発的な気持ちが起こっているのだ。

子供の頃、「地震の時は、窓を開ける」「火事の際は、窓を閉める」と、学校の先生から徹底的に教え込まれた。また、台風の直前に父が雨戸がはずれないように釘で打ち付けたり、マッチ、ローソク、懐中電灯を点検したりと、声や行動で伝えられる場面が当たり前のようにあった。

また、各地に伝わる古い話の中に、防災の知恵が含まれたものもある。たとえば、伊豆に伝わる話で、白ひげの老人が若者に「津波は一度は引くが、必ずもう一度大きいのがくるから、波が引いても家に戻ってはいけなよ」と言うセリフがある。書けば1〜2行のこの言葉が、物語を6分以上かけて語る中で、心の奥底に届けられるのだ。人の口から口へ伝わった話には、数字に表わすことのできない効果があると思う。防災の知恵を、物語にして声で伝えてみてはいかがかと思う。

頑丈なマンションに住み、停電など考えられない環境に身を置いていると、雨風の勢いを忘れ、身近な防災準備も他人事になってしまっていることが多いのでは、と思う。過去の災害の教訓は、放っておけばいつしか忘れられてしまう。また、文字で書かれたものを配るだけでは限度がある。やはり、人と人が対面して伝え合うという、コミュニケーションの基本の場をつくり、そうした場で、言葉のイメージ合わせをし、情報を確認し合い、過去の災害を継承したりする。その積み重ねが、いざというとき思わぬ効果を生むのではないだろうか。



屋外で語り講演をする筆者

平成15年7月28日、総理官邸において、中央防災会議が開催されました。

議事に先立って、7月26日に発生した宮城県北部を震源とする地震および7月19日、20日の九州地方を中心とする梅雨前線豪雨災害の状況について防災担当大臣から報告がありました。これについて、委員から携帯ラジオ、ヘリテレの重要性、的確な避難指示、耐震化、実践的な訓練の必要性などについて指摘がありました。

議事内容では、「平成16年度の防災対策の重点」を決定しました。これは、限られた財源を有効に活用し、効率的・効果的に事業を実施するため、関係機関の災害対策の取組方針を定めようとするものです。建築物の耐震化などの推進、災害応急体制の充実など、7項目について重点的に取り組むこととされました。

次に、日本海溝周辺の地震に関する専門調査会の設置を決定しました。日本海溝周辺ではマグニチュード7～8の海溝型の大規模地震が頻発しており、地震の震源域、その地震による揺れの強さ、津波の高さなどを調査することにより、地震の特徴を明らかにした上で、必要な防災対策を検討していきます。

次に、5月に東海地震対策のマスタープランとなる東海地震対策大綱を中央防災会議で決定したことを受けて、大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災基



中央防災会議のもよう（7月28日）

本計画の修正を行いました。警戒宣言前に東海地震注意情報を発出し、必要な準備行動に入ることや、警戒宣言後であっても耐震性を有する病院については診療を継続可能とするなどの修正を加えています。

次に、内閣総理大臣から東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき、地震防災対策を推進する必要がある地域の指定について諮問がありました。この諮問を受けて、今後専門調査会において震度、津波の高さなどを基にして、指定の基準を検討していきます。

その他、防災情報の共有化に関する専門調査会報告や消防組織法改正による緊急消防援助隊の法制化などについて報告がありました。

【中央防災会議における小泉内閣総理大臣冒頭挨拶（全文）】

一昨日、宮城県北部を震源とする震度6クラスの地震が3回発生しました。幸い亡くなった方はおりませんが、500人を超える負傷者が出るなど、大きな被害が発生しております。現在も余震が続いており、約3,000人の人々が避難を行っております。被災者の方々に心からお見舞い申し上げます。

政府は、地方自治体などとも連携を図りながら、被災者の救援と復旧に全力を上げてまいります。復旧に当たる職員、その他の方々にもご苦労をかけますが、安全に十分配慮の上、被災者の方々のためにご尽力いただくよう強く希望します。

一方、九州地方を中心とする7月梅雨前線豪雨災害では、23名の死者が出るなど大きな被害を残しました。関係省庁では、発災時の避難勧告や情報連絡の在り方などについて、反省すべき点や改善を要する点がなかったか、きちんと検証を行っていただきたいと思っております。そうした教訓は、風水害はもとより、今後のさまざまな災害の対策に極めて重要なものと考えます。

来る9月1日は、関東大震災から80年となります。「備えあれば憂いなし」と申しますが、本年は首都直下地震を想定し、閣僚も参加して総合防災訓練を行います。実際の災害に備え、国民の生命・財産の損失を少なくできるよう、専門家や一般の方々からの指摘や提案を参考にしつつ、より実践的な訓練内容となるよう一層のご努力をお願いします。

日頃から、防災対策全般にわたって貴重なご意見をいただいている委員の方々に感謝申し上げるとともに、本日は限られた時間ではありますが、忌憚のないご意見、ご指摘をお聞かせいただければ幸いです。



7月梅雨前線豪雨災害

災害の状況

日本列島上の梅雨前線の活動は、7月後半に入ってから活発になり、18日は西日本の所々で日雨量100ミリを超える大雨となりました。梅雨前線は、九州北部に停滞し、19日未明には太宰府で1時間104ミリを記録するなど、福岡県を中心に激しい雨が降り、日雨量は300ミリに達しました。四国でも日雨量が400ミリに達する大雨となった所がありました。その後も梅雨前線は、九州北部に停滞を続け、前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込み、前線の活動がさらに活発化し、19日の夜半から20日の明け方にかけては、水俣の1時間81ミリをはじめとして、長崎・熊本・宮崎・鹿児島各県を中心に局地的に非常に激しい雨が降り、日雨量は200ミリを超えました。21日には、東日本から西日本にかけての広い範囲で、大気不安定な状態が続き、福島・新潟・大分・長崎各県で日雨量100ミリを超える大雨となりました。

この大雨により、中国地方から九州地方に被害が発生し、人的被害として死者23名、負傷者25名、住家被害として全壊51棟、半壊56棟、一部破損161棟、床上浸水3,558棟、床下浸水4,188棟となっています（総務省消防庁調べ：9月9日現在）。

都道府県	人的被害（人）			住家被害（棟）				
	死者	負傷者		全壊	半壊	一部破損	浸水	
		重傷	軽傷				床上	床下
岡山								3
広島			1			2	1	10
山口			2			70	12	164
徳島				1			84	190
愛媛								6
高知								13
福岡	1	6	5	26	52	68	3,305	3,308
佐賀			3			8	1	21
長崎	1		1	2		7	3	63
熊本	19	4	3	21	4	6	149	353
宮崎								8
鹿児島	2			1			3	49
合計	23	10	15	51	56	161	3,558	4,188

また、鉄道などの交通機関にも大きな影響が出たほか、河川・道路をはじめとする公共土木施設2,585か所（7月17日～22日）、農地などの農林水産業施設8,839か所（7月18日～22日）、文教施設93か所にも被害が発生しました。

政府の対応

以上のような被害に対し政府は、応急対策として、自衛隊の災害派遣（福岡県、熊本県および鹿児島県）、警察の広域緊急援助隊（熊本県）を派遣し、行方不明者の捜索などに対応しました。7月20日15時より、内閣府において災害対策関係省庁連絡会議を開催し、被害情報や各省庁の対応状況について情報の共有を図り、対処方針を定めました。また、同日には、情報先遣チームとして内閣府企画官ほか3名を熊本県水俣市に派遣し、さらに22日には鴻池防災担当大臣（当時）を団長とする政府調査団11府省庁34名を熊本県および鹿児島県へ派遣しました。

なお、福岡県飯塚市、福岡市、太宰府市、穂波町、志免町（適用日7月19日）および熊本県水俣市（適用日7月20日）に対し、災害救助法の適用が決定され、避難所の設置、炊き出しなどを実施するとともに、熊本県水俣市に応急仮設住宅14戸が建設されました。被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金支給制度も、福岡県飯塚市、福岡市、太宰府市、穂波町、志免町および熊本県水俣市へ適用されました。政府としては、この災害について「平成15年7月18日及び同月22日までの間の豪雨による災害」として激甚災害に指定し、農地などの災害復旧事業等に係る補助の特例措置などを適用（9月2日閣議決定、5日公布・施行）しました。



ボランティア活動をする高校生（上） 婦人会（下）
写真提供：水俣市



宮城県北部地震

災害の状況

平成15年7月26日00時13分頃、宮城県北部深さ約12kmでマグニチュード5.6の地震が発生し、宮城県矢本町および鳴瀬町で震度6弱を観測したほか、宮城県の一部で震度5強を観測しました。

同日7時13分頃、宮城県北部深さ約12kmでマグニチュード6.4の地震が発生し、宮城県南郷町、矢本町および鳴瀬町で震度6強を観測したほか、宮城県の一部で震度6弱、震度5強を観測しました。

同日16時56分頃、宮城県北部深さ約12kmでマグニチュード5.5の地震が発生し、宮城県河南町で震度6弱を観測したほか、宮城県の一部で震度5強を観測しました。

地震活動は前震 本震 余震型で推移し、内陸のプレート内で発生したもので、プレート境界で発生した昭和53年宮城県沖地震や沈み込む太平洋プレート内で発生した本年5月26日の宮城県沖の地震とは異なるものと考えられています。

この地震により、東北各県に被害が発生し、人的被害として負傷者677名、住家被害として全壊1,085棟、半壊2,709棟、一部破損8,309棟となっています（総務省消防庁調べ：9月19日現在）

都道府県	人的被害（人）			住家被害（棟）		
	負傷者			全壊	半壊	一部破損
	重傷	軽傷	計			
岩手	0	0	0	0	0	1
宮城	50	625	675	1,085	2,709	8,308
山形	0	2	2	0	0	0
合計	50	627	677	1,085	2,709	8,309

ライフライン関係では、電力・ガス・上水道にそれぞれ供給停止の被害が生じ（電力：7月26日23時15分まで、ガス：7月26日18時20分まで、上水道：7月30日4時00分まで）、電話などの通信にも輻輳が発生したため通信規制が実施されました（7月26日20時35分まで）



地震直後の河南町役場第2庁舎事務室内の状況
写真提供：河南町



避難所を訪問する鴻池防災担当大臣(当時) 写真撮影：内閣府

また、鉄道などの交通機関にも大きな影響が出たほか、河川・道路をはじめとする公共土木施設369か所、農地などの農林水産業施設697か所、文教施設261か所の被害が発生しました（9月16日現在）

政府の対応

震度6弱以上の3回の地震発生後ただちに、各省庁の防災担当者が官邸危機管理センターに参集し、警察、消防、国土交通省などのヘリコプターからの映像や消防の固定カメラの映像を含めて、迅速な情報収集を行うとともに、内閣府の地震防災情報システム（DIS）を稼働させて、建物被害や人的被害などを推計し、概括的な被害規模の把握に努めました。7月26日3時30分、11時、20時の3回、内閣府において災害対策関係省庁連絡会議を開催し、被害情報や各省庁の対応状況について情報の共有を図り、対処方針を定めました。また、同日には情報先遣チームとして内閣府企画官ほか3名を、22日には鴻池防災担当大臣(当時)を団長とする政府調査団12府省庁39名を宮城県へ派遣しました。さらに、応急対策として、自衛隊の災害派遣、警察の広域緊急援助隊や緊急消防援助隊を宮城県へ派遣し、情報収集などの活動を行いました。

なお、宮城県南郷町、矢本町、鳴瀬町、河南町、鹿島台町に対し、災害救助法の適用が決定され（適用日7月26日）、避難所の設置、炊き出しなどを実施するとともに、これらの5町に応急仮設住宅162戸が建設されました。被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金支給制度も、宮城県全域に適用されました（8月5日報告、適用日7月26日）。政府としては、今後とも被災者の支援、復旧・復興に万全の体制をとることとしています。



台風10号および14号による災害

台風10号による被害

台風10号は、8月7日に沖縄本島および奄美諸島を通過し、8日に高知県室戸市付近に上陸、9日には兵庫県西宮市付近に再上陸し、10日に北海道襟裳岬付近に三たび上陸しました。この影響により、九州から関東にかけての太平洋側を中心に大雨が降り、総雨量は多いところで約700ミリに達しました。また、北海道でも前線と台風の影響により、多いところで約400ミリの総雨量を記録しました。

被害は35都道府県にわたり、死者16名、行方不明者3名、負傷者94名、住家については、全壊26棟、半壊22棟、一部破損561棟、床上浸水389棟、床下浸水1,961棟の被害が発生しました（総務省消防庁調べ：9月9日19：30現在）。

内閣府は8日に情報対策室を設置し、8月10日16時より災害対策関係省庁連絡会議が開催されました。8月25日～26日にかけて、被害状況調査のため、内閣府参事官を団長とする関係省庁合同現地調査団（5府省庁17名）を北海道に派遣しました。

本台風災害では、自衛隊の災害派遣（北海道および宮崎県）や、北海道平取町、門別町および新冠町に対する災害救助法の適用が行われました。

特に北海道においては、大量の流木が発生しており、流木対策を含め、公共土木施設、農地などの復旧への努力が行われています。



台風10号、14号の経路図



台風10号の影響で氾濫した北海道厚別川 写真提供：北海道

台風14号による被害

台風14号は、9月11日に最大瞬間風速74m/sを記録する猛烈な強さで宮古島を通過し、12日には朝鮮半島に上陸した後、日本海を北東に進み、14日には北海道北部に接近しました。この影響により、北海道、秋田県、沖縄県で死者各1名、8道県で負傷者95名、全壊12棟、半壊42棟、一部破損288棟、床上浸水57棟、床下浸水292棟の被害を及ぼしました（総務省消防庁調べ：9月19日16:00現在）。また、サトウキビやリンゴなどの農作物にも被害が出ました。

内閣府は情報対策室を設置し、情報の収集に努めたほか、沖縄県に自衛隊の災害派遣が行われました。

また、台風14号は韓国で猛威をふるい、土砂災害による家屋の倒壊により、死者87名、行方不明者28名の被害が発生しています（9月14日現在、大韓民国政府・中央災害対策本部発表）。報道によると、鉄道・交通機関の被害をはじめとする経済的被害も甚大だったため、韓国政府は早ければ24日にも被害を受けた地域全体を特別災害地域に宣言し、復旧・復興に向けて予算を割り振ることとしています。

政府は、9月17日、約950万円相当の緊急援助物資の供与を決定しました。

8月の海外緊急援助(自然災害関連)

対象国：パキスタン・イスラム共和国

災害：洪水

災害期間：7月下旬

供与内容：テントなど約1,950万円相当の緊急援助物資

(8月4日決定)

被災者への食糧援助を目的として10万ドル(約1,200万円)の緊急無償資金協力(8月8日決定)

外務省ホームページ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/>



中央防災会議 「災害教訓の継承に関する専門調査会（第1回）開催



鴻池防災担当大臣（当時）の挨拶

7月31日に中央防災会議「災害教訓の継承に関する専門調査会」の第1回会議が開催されました。

わが国は自然災害が発生しやすい国土ですが、ほとんどの国民は、一生のうちで大災害に何度も遭うことはありません。こうしたことから、過去に経験した大規模な災害の被災経験と国民的な知恵を計画的・体系的に継承し、国民の防災意識を啓発するとともに、将来の災害対応に資することを目的として、新たに本専門調査会が設置されることになりました。

おおむね10年程度にわたって、1年に10件程度を目標に整理し、教訓テキストを整備する予定です。

今後は、専門調査会の下に小委員会を設けて災害ごとにテキストをとりまとめ、来年春頃を目途に報告書として発刊する予定です。

中央防災会議「災害教訓の継承に関する専門調査会」委員
(敬称略、50音順、 : 座長、 : 座長代理)

池谷 浩	財団法人砂防・地すべり技術センター専務理事
伊藤 和明	防災情報機構特定非営利活動法人会長
尾田 栄章	世界水フォーラム事務局長
北原 糸子	国立歴史民俗博物館客員教授
寒川 旭	独立行政法人産業技術総合研究所主任研究員
清水 祥彦	神明神権禰宜
首藤 伸夫	岩手県立大学総合政策学部教授
鈴木 淳	東京大学大学院人文社会系研究科助教授
関沢 愛	東京大学大学院工学系研究科教授
武村 雅之	鹿島建設株式会社小堀研究室地震・地盤研究部長
平野 啓子	語り部・キャスター・武蔵野大学非常勤講師
廣井 脩	東京大学社会情報研究所教授
藤井 敏嗣	東京大学地震研究所教授
溝上 恵	東京大学名誉教授

なお、議事概要や配付資料については、内閣府のホームページでご覧いただけます。

<http://www.bousai.go.jp/index.html>

中央防災会議 「首都直下地震対策専門調査会（第1回）開催

中央防災会議「首都直下地震対策専門調査会」が発足し、第1回会議が9月12日に開催されました。

首都直下地震は、200～300年間隔で発生する関東大震災クラスの地震の間に数回発生するマグニチュード7クラスの地震であり、ある程度の切迫性を有していると考えられます。国の中枢が集中している首都に地震が発生すれば甚大な被害が予想されます。このため、新たに専門調査会を設置し、首都地域、直下地震の特殊性をふまえた的確な防災対策を講じるため、主に以下の4点について検討することになりました。

首都直下の「地震像」と「防災対策対象地震」の明確化

首都直下の地震に関する被害想定を経済影響評価にも重点を置きつつ実施

直下地震を考慮した首都機能（行政、経済）の確保対策の検討

首都地域の防災体制の総点検と防災体制確立の検討

第1回会議で設置が了承された地震ワーキンググループにおいて、本年度中を目途に、の首都直下の地震像の明確化と防災対策の対象とすべき地震について検討を進めていく予定です。

中央防災会議「首都直下地震対策専門調査会」委員
(敬称略、委員は50音順)

座長	伊藤 滋	財団法人都市防災研究所会長
委員	秋草 直之	富士通(株)代表取締役
	阿部 勝征	東京大学地震研究所教授
	河田 恵昭	京都大学巨大災害研究センター長
	越澤 明	北海道大学大学院工学研究科教授
	小嶋 富男	NHK気象・災害センター長
	澤井 安勇	総合研究開発機構理事
	志方 俊之	帝京大学法学部教授
	重川希志依	富士常葉大学環境防災学部教授
	進士五十八	東京農業大学学長
	田近 栄治	一橋大学大学院経済学研究科教授
	鶴岡 啓一	千葉市長
	中埜 良昭	東京大学生産技術研究所助教授
	中林 一樹	東京都立大学大学院都市防災研究科教授
	濱田 政則	早稲田大学理工学部教授
	樋口 公啓	東京海上火災保険相談役
	廣井 脩	東京大学社会情報研究所教授
	福永 正通	東京都副知事
	御厨 貴	東京大学先端科学技術研究センター教授
	水山 高久	京都大学大学院農学研究科教授
溝上 恵	東京大学名誉教授	
翠川 三郎	東京工業大学大学院総合理工学研究科教授	
村瀬 興一	日本道路公団副総裁	
森地 茂	東京大学大学院工学系研究科教授	
山下 裕子	一橋大学大学院商学研究科助教授	



東海地震緊急対策方針

平成15年5月開催の中央防災会議における東海地震対策大綱の決定を受けて、大綱に規定する対策のうち、人命に密接に関連する住宅の耐震化などの予防対策および緊急時の応急対策について、関係省庁が密接な連携を図りつつ緊急かつ強力に実施するため、平成15年7月に以下を内容とする閣議決定が行われました。

1 緊急に実施すべき予防対策

責任主体と目標を明確化し緊急に実施すべき対策を記述（以下は主なもの）

(1) 耐震化対策

- ・住宅の耐震化促進のため、地震ハザードマップ整備、効果的な耐震補強策の開発・普及の枠組みを16年度に確立し、耐震診断・補強への支援策を強化
- ・学校、病院等の耐震診断を17年度を目途に実施し、耐震補強を実施
- ・主要な道路、鉄道、港湾について16年度を目途に必要な応じ耐震点検を実施し、耐震化対策等を実施

(2) 津波対策

- ・海岸堤防等の機能点検を17年度を目途に実施し、必要な海岸保全施設を整備
- ・同報無線の整備を17年度までには全市町村で着手

(3) 高度防災情報ネットワークの構築および緊急対応体制の整備

- ・緊急時における情報ネットワークの相互利用を17年度までに運用開始

(4) 地域における災害対応力の向上

- ・東海地震、地震予知、警戒宣言等に関する正しい知識を普及

2 緊急時における応急活動の迅速かつ的確な実施

以下を基本として「東海地震応急対策活動要領」を年内に策定し、迅速・的確な活動を総理が指揮監督

(1) 異常データ観測時の対処

- ・観測データの内容の説明、旅行自粛等の呼びかけ、救助部隊の派遣準備等

(2) 警戒宣言時の対処

- ・交通規制等地震防災応急対策の的確な実施、広域応援に必要な体制の確立等

(3) 災害発生時の対処

- ・被害想定に基づきあらかじめ各地への広域応援の量や内容を計画し、地震発生後即座に活動実施等

3 迅速な閣議手続等

(1) 特に緊急な場合は、内閣総理大臣の主宰により、電話等により各閣僚大臣の了解を得て閣議決定

(2) 緊急災害対策本部の会合は、全員が参加せずとも、内閣総理大臣と参集した閣僚大臣等により開催

東海地震緊急対策方針

平成15年5月 中央防災会議

全体のマスタープラン

東海地震対策大綱の決定

- ・予防対策から復旧・復興まで含めた総合的計画
- ・強化地域外も含めた対策についての計画
- 1. 被害軽減のための緊急耐震化対策等の実施
- 2. 地域における災害対応力の強化
- 3. 警戒宣言前からの的確な対応
- 4. 災害発生時における広域的防災体制の確立

反映・見直し
大規模地震対策特別措置法

警戒宣言時の対応

国、地方公共団体、指定公共機関および民間事業者の「地震防災計画」

平成15年7月29日 閣議決定

人命に密接に関わる事項について方針を定める

東海地震緊急対策方針の決定

1 緊急に実施すべき予防対策

以下の対策について、責任主体と目標を明確化し緊急実施

- (1) 耐震化対策
- (2) 津波対策
- (3) 高度防災情報ネットワークの構築および緊急対応体制の整備
- (4) 地域における災害対応力の向上

2 緊急時における応急活動の迅速かつ的確な実施

以下を基本として「東海地震応急対策活動要領」を年内に策定し、迅速・的確な活動を総理が指揮監督

- (1) 異常データ観測時の対処（情報収集・応急部隊準備等）
- (2) 警戒宣言時の対処（避難支援、部隊派遣、物資調達等）
- (3) 災害発生時の対処（被害想定に基づき即座に部隊の派遣や物資の調達開始、緊急輸送ネットワークの確保等）

3 迅速な閣議手続等

- (1) 特に緊急な場合は、内閣総理大臣の主宰により、電話等により各閣僚大臣の了解を得て閣議決定
- (2) 緊急災害対策本部の会合は、全員が参加せずとも、内閣総理大臣と参集した閣僚大臣等により開催



地震防災基本計画の修正

平成15年5月開催の中央防災会議において東海地震に係る全体のマスタープランとして「東海地震対策大綱」が決定されたことにともない、大綱における防災対策を、地震防災基本計画をはじめとする各種防災計画などに反映する必要から、平成15年7月開催の中央防災会議において「東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災基本計画」が修正されました。この修正に際しては、東海地震に関する各種情報とそれに対応する防災対応の見直しも行われました。

今後は、今回の地震防災基本計画の修正をふまえ、国、地方公共団体、指定公共機関および民間事業者の防災計画が修正されることとなります。

1 警戒宣言前から異常データ観測時の防災対応を明確化

これまで、警戒宣言前の対応としては、1) 気象庁が発表する観測情報を受けた場合には、平常時の活動を継続しつつ必要な対応をし、2) 気象庁が発表する判定会招集連絡報を受けた場合は、防災担当職員の緊急参集など地震防災応急対策の準備的な対応をとってきました。しかし以下のような課題がありました。

- ・観測情報のレンジが広く、かなり前から社会的混乱が予想されるが、対応が未定
- ・判定会招集連絡報の際の準備的な対応の内容が不明確
- ・気象庁の情報で防災対応をとるのではなく、防災機関としての意思決定が必要

また、東海地震に関する科学的知見の蓄積（プレスリップの観測の精度向上）や、強化地域の拡大により帰宅困難者などの問題が顕在化し、警戒宣言前からの適切な対応が必要になるなど、社会情勢も変化してきました。また、被害想定の結果、広域で甚大な被害の発生が明らかになり、全国からの応援の準備を早くする必要性が判明しました。

これらを背景として、気象庁が発表する情報を「観測」「注意」「予知」の段階に分け、各段階での政府としての準備行動を明確にしました。

なお、警戒宣言前の情報および当該情報をふまえた防災対応に関する事項は、来年の1月から適用するものとし、それまでに関係機関の計画修正などを実施していくこととしています。

新たな対応

東海地震に関する科学的知見の進展をふまえ、従来の観測情報を、「東海地震観測情報」（青）と「東海地震注意情報」（黄）に分け、「東海地震観測情報」（青）のときは、単なる異常データ観測と位置づけ（必要に応じて情報連絡体制）

「東海地震注意情報」（黄）が発表された場合は、

- (1) 担当職員の緊急参集と情報共有
- (2) 政府は、準備行動の開始を決定し、公表。これを受け、官邸対策室の設置など「準備体制」へ移行し、関係機関は必要な準備行動を実施
- (3) 地域住民などに対し、「東海地震注意情報」（黄）の内容と意味をわかりやすく周知し、旅行の自粛など適切な行動を呼びかけ

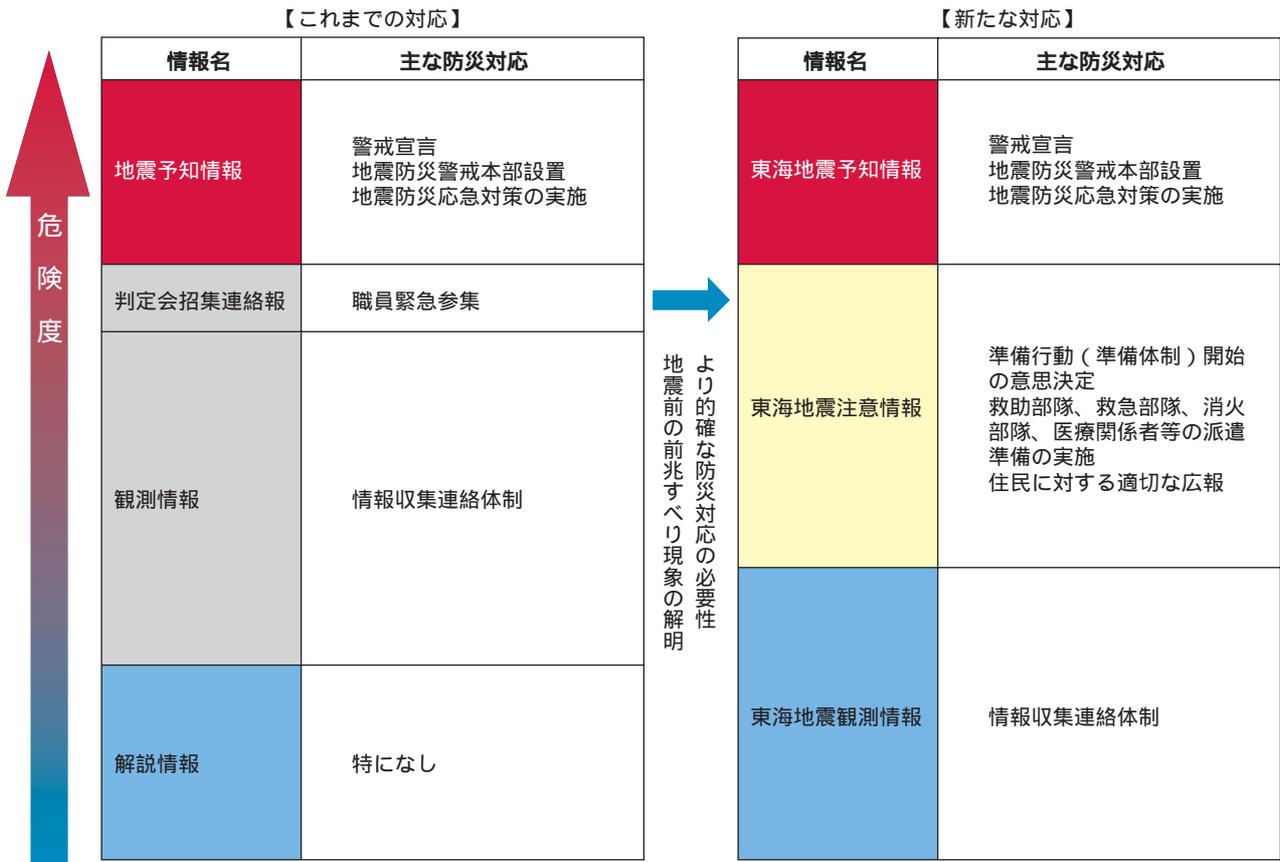
「東海地震注意情報」の解除情報を受けての準備体制解除の手続きを明記

2 警戒宣言後における分野別対応

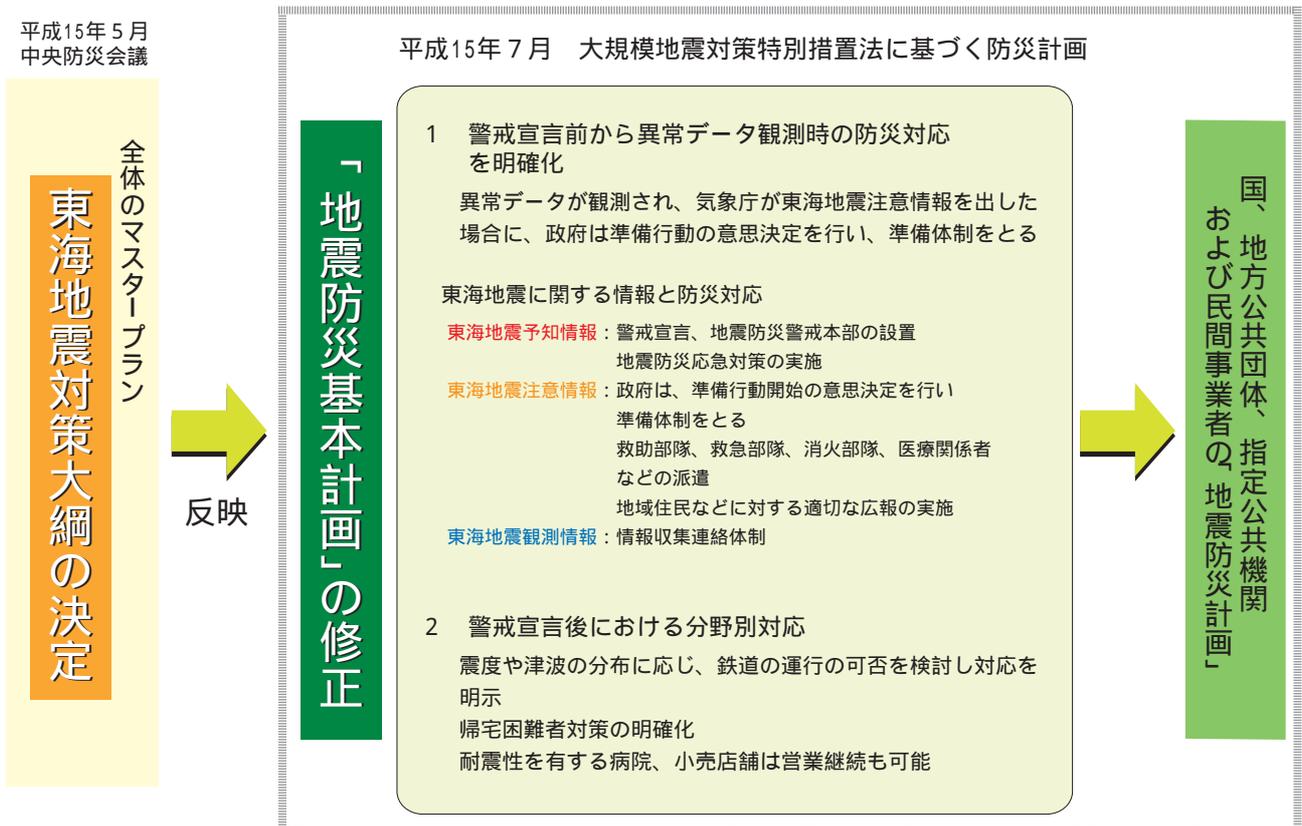
- ・震度や津波の分布に応じ、鉄道の運行の可否を検討し対応を明示
- ・帰宅困難者対策の明確化
- ・耐震性を有する病院、小売店舗は営業継続も可能



東海地震に関する情報と防災対応の見直し



地震防災基本計画の修正





平成15年度総合防災訓練

政府は、毎年9月1日の『防災の日』に、災害発生時の応急対策に関する準備の検証・確認と、国民の防災意識の高揚を図ることなどを目的として、南関東地域直下の地震および東海地震を想定し、関係地方公共団体との連携により総合防災訓練を実施しています。

平成15年度における訓練内容は、以下のとおりです。

南関東地域直下の地震対応訓練

- ・地震発生日時：9月1日 9時30分
- ・震源地：埼玉県南部（さいたま市）
- ・地震の規模：マグニチュード7.1

以上の想定のもと、総理官邸で発災直後の緊急参集チーム会議、関係閣僚会議、内閣総理大臣をはじめ全閣僚による緊急災害対策本部会議を行い、内閣総理大臣を団長とする政府調査団を埼玉県入間市へ派遣するとともに、今回初めて自衛隊、警察、消防、医療機関が連携した広域応援訓練、救護班の派遣・重篤患者の搬送訓練を実施するなど実践的な訓練を行いました。



名古屋消防局救助工作車が自衛隊機により入間基地に到着

東海地震対応訓練

改定後の地震防災基本計画に基づく情報（注意情報など）の発出を行いました。また、内閣府副大臣等を静岡県へ派遣し、県の警戒本部と合同による連絡調整会議の開催などの訓練を行いました。

「阪神・淡路大震災復興関係省庁連絡会議」幹事会を開催

平成15年7月30日に「阪神・淡路大震災復興関係省庁連絡会議」幹事会が開催されました。会議には関係省庁より幹事会メンバー、兵庫県からは齋藤副知事、神戸市からは大麻企画調整局長などが出席し、阪神・淡路大震災10周年に向けた取り組みなどについて意見交換が行われました。

引き続き復旧・復興に向けた連携を確認

政府は、「阪神・淡路大震災復興関係省庁連絡会議」の幹事会を、平成15年7月30日に内閣府本府において開催しました。



会議において発言する齋藤兵庫県副知事

同会議は、阪神・淡路復興対策本部の設置期限の満了にともない、阪神・淡路地域についての関係地方公共団体が行う復興事業への国の支援を推進し、関係省庁間の円滑な連携を図るために設置されたものです。

会議では、兵庫県より、平成17年1月に開催予定の国連防災世界会議を兵庫県に誘致することに対する関係省庁への協力要請、および10年目の節目としての総括・検証記念事業についての取り組みについて、神戸市からは、これまでの復興過程の総括・検証を一足先に今年の4月より進めており、10月には中間とりまとめを公表する予定であることなどの発言がありました。

また、内閣府（防災担当）からも、政府として国連防災世界会議の誘致、10年目の総括・検証について、地元地方公共団体と連携して行っていくことで、今後も引き続き、国・地方公共団体が一体となった取り組みを行うことを確認し、会議を終了しました。



鴻池防災担当大臣(当時)の米国訪問

鴻池防災担当大臣(当時)は、8月24日(日)から8月28日(木)の間、国連関係者および防災に関する米国政府要人との意見交換のため、米国を訪問しました。

まず、ニューヨークに入り、国連本部においてフレシェット国連副事務総長と会談した後、2001年9月11日の同時多発テロにより崩壊した世界貿易センタービル跡地を訪れ、献花を行いました。

さらに、ワシントンにおいてブラウン国土安全保障省次官(FEMA長官)と会談しました。

なお、今回の訪問においては、構造改革特区関係の視察、投資家との懇談会も行われました。



鴻池防災担当大臣(左)とブラウン国土安全保障省次官(右)

国連への訪問

鴻池大臣は、ニューヨークにおいて国連を訪問し、フレシェット副事務総長と会談しました。

この会談において、まず、イラクの国連事務所で起きた爆弾テロについて、犠牲となった国連職員に深い哀悼の念を表明しました。

その後、2005年1月に兵庫で開催を予定している国連防災世界会議の日本への招請および国連総会での開催決議について協力を求めました。

連邦緊急事態管理庁への訪問

ワシントンでは、緊急事態管理庁を訪問し、2003年1月、米国において新たに発足した国土安全保障省の緊急対応・準備担当、ブラウン次官と会談しました。

この会談において、新体制における防災体制の強化、危機管理などに関する最近の話題、日米の防災分野の協力などについて活発な意見交換を通じて共通の理解を深めました。

さらに、今後、地震災害対策をはじめ両国の防災分野の協力関係をハイレベルな会合などを通じて促進していくことについて合意を得ました。

「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」施行

昨年7月26日に公布された「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づき、同法の施行日を本年7月25日とする政令⁽¹⁾および同法において政令で定めることとされた「地震防災上緊急に整備すべき施設等」や「対策計画を作成する者」の具体的な内容等を定める政令⁽²⁾が、平成15年7月18日の閣議において決定されました。

1. 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の施行期日を定める政令⁽¹⁾

「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」は、本年7月25日から施行。

2. 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令⁽²⁾

1. 国、地方公共団体等が「地震防災上緊急に整備すべき施設等」として推進計画において定めるべき施設等。

- ・避難地、避難路、消防用施設、消防活動用道路
- ・老朽住宅密集市街地における延焼防止上必要な道路、公共空地、建築物

- ・緊急輸送用道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設、漁港施設
- ・共同溝、電線共同溝等
- ・海岸保全施設、河川管理施設、砂防設備、森林保安施設等
- ・病院、社会福祉施設、学校、その他不特定多数の者が利用する公的建造物の改築等
- ・地域防災拠点施設、防災行政無線設備等
- ・井戸、貯水槽、自家発電設備、備蓄倉庫、応急措置に必要な設備・資機材等

2. 推進地域内において、津波からの避難の計画を定めるべき民間事業者(以下の施設・事業を管理・運営する者)

- ・劇場、百貨店等不特定多数の者が出入りする施設
- ・石油類、火薬類、毒物・劇物、核燃料等の危険物を取り扱う施設
- ・旅客運送事業、地方道路公社等
- ・学校、社会福祉施設
- ・鉱山、貯木場、動物園
- ・放送、ガス、水道、電気事業者等
- ・大規模な工場等

3. その他、推進計画等に定めるべき事項(必要な教育・広報)等。



「企業と防災に関するシンポジウム」7月に開催

去る7月29日、内閣府と日本経済団体連合会の主催による「企業と防災に関するシンポジウム」が、経団連会館において開催されました。

「企業と防災」というテーマへの取り組みについては、昨年4月の中央防災会議における総理大臣の、「災害に強い国の実現のためには、民間の知恵と力を活用することが重要であり、市場のスピードと活力を導入することで災害対策分野が質・量ともに充実する」との発言がひとつのきっかけとなりました。

その後、鴻池防災担当大臣(当時)主宰の「企業と防災に関する検討会議」による報告「企業と防災～課題と方向性～」が本年4月に、また日本経団連では本年7月に「防災に関する特別懇談会」において提言がとりまとめられるなど、最近になって企業をはじめ民間からの防災対策への取り組みと、それに関わるべき行政の役割についての検討が積極的に進められています。それらを背景に、去る5月の中央防災会議で、

「民間と市場の力を活かした防災力向上に関する専門調査会」の設置が決まりましたが、今回のシンポジウムは、こうした企業と防災の方向性について広く議論し、同専門調査会に意見を適切に反映することを目的としたものです。



奥田日本経団連会長の挨拶



鴻池防災担当大臣(当時)の挨拶

本シンポジウムでは、鴻池大臣と奥田日本経団連会長のあいさつの後、阪神・淡路大震災の再現ビデオが上映され、その後、内閣府尾見政策統括官による「企業と防災～課題と方向性～」および樋口日本経団連副会長の「災害に強い社会の構築に向けて」と題された基調報告がありました。引き続き行われたパネルディスカッションでは、NHK山崎解説委員をコーディネーターに、樋口副会長、福澤三菱地所取締役会長、白石東洋大学助教授、および尾見統括官の4名がパネリストとして登壇し、その議論の中で、企業の防災に関する取り組みの考え方、大手町・丸の内・有楽町という東京駅周辺オフィスエリアでの防災対策、帰宅困難者対策と課題、企業内部の防災対策コンセンサス、防災まちづくり、市場の力を活かした防災社会システム、それらへの行政の関わり方など、目の前の問題から将来的な展望に至るまで、多岐にわたる課題について活発な意見交換がなされました。

今回のシンポジウムでは、「企業と防災」をテーマに、さまざまな視点から有意義な報告や議論が行われ、この内容を今後の「民間と市場の力を活かした防災力向上に関する専門調査会」での討議に反映していく予定です。

なお、同専門調査会は去る9月18日に第1回会合が行われたところです。



コーディネーターの山崎氏



パネルディスカッションのもよう

防災
功労者
表彰式

平成15年防災功労者表彰式を挙行

内閣府では、平成15年度防災週間の行事の一環として防災功労者（団体、個人、ボランティア、企業など）の表彰を行うこととし、9月2日（火）に内閣総理大臣表彰式を総理大臣官邸で、同月4日（木）に防災担当大臣表彰式を内閣府講堂で、それぞれ行いました。

この表彰式では、災害時において、人命救助、被害の拡大防止などの防災活動に顕著な功績をあげた方、自主的な活動の実施などを通じて防災思想の普及に顕著な功績をあげた方、防災に関する調査・研究活動などにおいて顕著な功績をあげた方などを表彰しました。

内閣総理大臣表彰式では、原子力防災の分野で活躍された財団法人放射線計測協会技術相談役の吉田芳和さんのほか、平成14年の台風第6号による豪雨災害、平成14年の海難救助に際し活躍された団体、地域の特性をふまえたユニークな活動を通じて防災体制の整備に貢献された団体など、1個人、11団体に対し、小泉総理から一人ずつ表彰状が授与されました。

また、防災功労者防災担当大臣表彰は、今年が第2回目となるもので、表彰式では、長年にわたり、防災思想の普及、防災体制の整備などの分野で尽力されてきた6個人、6団体に対し、鴻池防災担当大臣（当時）から一人ずつ表彰状が授与されました。



内閣総理大臣表彰式（9月2日 於：総理大臣官邸）



防災担当大臣表彰式（9月4日 於：内閣府講堂）

平成15年防災功労者内閣総理大臣表彰受賞者

- ・ 吉田 芳和
- ・ 両磐地区消防組合消防本部
- ・ 川崎村消防団
- ・ 花泉町消防団
- ・ 東山町消防団
- ・ 藤沢町消防団
- ・ 水沢市消防団
- ・ 茨城県水難救済会
久慈支部救難所
- ・ 旧居留地連絡協議会
- ・ 清水寺警備団
- ・ 昭和区ホーム・ファイヤー・モニターズ・クラブ連合会
- ・ 御蔵通5・6丁目づくり協議会と
ボランティアグループまち・コミュニケーション



小泉首相による表彰状授与

平成15年防災功労者防災担当大臣表彰受賞者

- ・ 沼宮内弼雄
- ・ 山崎 達枝
- ・ 震災がつなぐ全国ネットワーク
- ・ 特定非営利活動法人レスキューストックヤード
- ・ 山下 文男
- ・ 小野学区自主防災会
- ・ 荒牧 重雄
- ・ 倉田 昭殆
- ・ 室崎 益輝
- ・ 笠井町第八自主防災隊
- ・ 藤井寺市区長会
- ・ 和歌山民間救援隊



鴻池防災担当大臣（当時）による表彰状授与

防 災 週

防災フェア2003を開催

内閣府では、東京都、千代田区、防災週間推進協議会（会長：藤森日本赤十字社社長）との共同開催により、平成15年8月29日から9月1日までの4日間、「防災フェア2003」を開催しました（会場：東京駅前 丸ビル）

今年は、関東大震災から80周年を迎えることから、大震災以降の東京のまちづくりについてのシンポジウムや、関東大震災をたどるバスツアー、当時の貴重な映像によるビデオ上映会などを行いました。



起震車で地震体験



バスツアーで震災記念堂を見学する参加者



展示会場（東京駅地下広場）

また、災害の歴史や、防災サイエンスなどのテーマ別のパネル展示のほか、NPOなどの企画による6つのテーマ別分科会、起震車で地震体験などが行われ、期間中、家族連れやサラリーマンなど多くの方が来場しました。

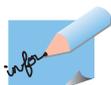
9月1日の防災の日には、丸ビル周辺企業および丸ビル内のテナントの参加による防災訓練も行われ、はしご車などからの放水演習も実施されました。



丸ビル周辺企業が参加して実施した防災訓練

7月～9月の動き

- 7月25日 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の施行
- 7月28日 中央防災会議の開催
- 7月29日 「企業と防災に関するシンポジウム」の開催
- 7月30日 阪神・淡路大震災復興関係省庁連絡会議幹事会の開催
- 7月31日 中央防災会議「災害教訓の継承に関する専門調査会」（第1回）の開催
- 8月8日 鴻池防災担当大臣（当時） 有珠山噴火災害復興状況現地視察
- 8月11日 富士山ハザードマップ検討委員会第10回活用部会の開催
- 8月29日～9月5日 防災週間
- 8月29日～9月1日 東京都で「防災フェア2003」を開催
- 9月1日 平成15年度「防災の日」 総合防災訓練の実施
- 9月2日 名古屋圏広域防災ネットワーク整備・連携方策検討委員会（第3回）の開催
- 9月2日 平成15年防災功労者内閣総理大臣表彰
- 9月4日 平成15年防災功労者防災担当大臣表彰
- 9月12日 中央防災会議「首都直下地震対策専門調査会」（第1回）の開催
- 9月17日 中央防災会議「東南海、南海地震等に関する専門調査会」（第14回）の開催
- 9月18日 中央防災会議「民間と市場の力を活かした防災力向上に関する専門調査会」（第1回）の開催



関東大震災80年「THE地震展」開催中

今年は関東大震災から80年目の節目の年です。1923年9月1日、関東地方は強い揺れに襲われ、家屋の倒壊や、火災、津波で10万人以上の方が亡くなりました。日本は世界の陸地面積のわずか0.3%に満たない国ですが、世界の地震の約10%が集中する、世界でも稀な地震大国です。東海地震、首都直下地震の切迫性や、東南海・南海地震の今世紀前半の発生が指摘されていることに加えて、日本には約2,000の活断層が存在すると言われており、大きな被害をもたらした阪神・淡路大震災や、まだ記憶に新しい今年7月の宮城県での地震

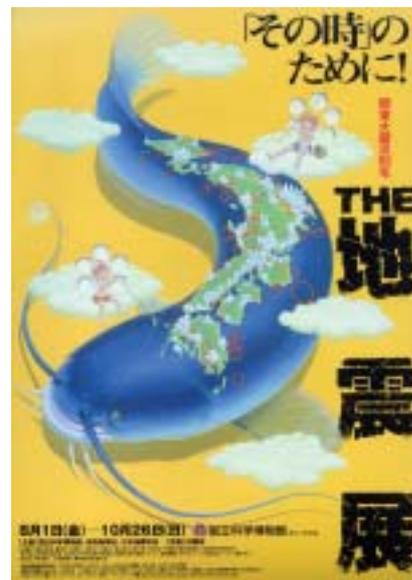


会場のようす

のように、いつ、どこで地震が起きてもおかしくありません。地震・津波に関する正しい知識を身に付け、日頃から準備しておくことが重要です。内閣府では、読売新聞社、国立科学博物館などと共催で、東京・上野の国立科学博物館で、「THE 地震展」を開催しています。地震展では、地震発生のメカニズムや、地盤の液化化現象、巨大津波の恐ろしさなど、地震について展示や体験を通してわかりやすく学べるようになっています。また、阪神・淡路大震災で亡く

なった方の8割以上は家屋の倒壊が原因と言われていますが、地震展では耐震補強の効果が実験を通してわかりやすく解説されており、専門家による自宅の無料耐震相談（毎週日曜日）も行われています。その他、東海地震対策の状況なども展示されており、開催から約1か月で5万人近くの方が来場され、休みの日にはお子様連れも多く見られるなど、大変盛況です。

10月26日まで開催していますので、皆様ぜひとも足をお運びください。



開館日などに関する問い合わせ先：
ハローダイヤル03-5777-8600

開館時間
午前9時～午後5時

観覧料
一 般・大学生 1,000円
小・中・高校生 500円

被災者生活再建支援法に基づく 支援金の支給状況

(平成15年8月31日現在)

(支給申請期間中のもの)

法適用年月日	支援対象
平成12年6月26日	三宅島噴火災害 東京都(1村)
平成15年7月18日	7月梅雨前線豪雨災害 福岡県(3市2町)
平成15年7月20日	7月梅雨前線豪雨災害 熊本県(1市)
平成15年7月26日	宮城県北部を震源とする地震 宮城県(全県)
既支給世帯数	1,480世帯
支給額	11億7,494万円

(制度開始時からの総合計)

既支給世帯数	2,562世帯
支給額	20億2,226万円

10月～11月の防災関係行事予定

- 10月4日 国際オープンフォーラム
- 10月27日 日本海溝周辺の地震に関する専門調査会(第1回)
- 11月12日～14日 国家公務員防災担当職員合同研修
- 11月26日 原子力総合防災訓練
- 11月中旬 首都直下地震対策専門調査会(第2回)
- (未定) 民間と市場の力を活かした防災力向上に関する専門調査会 分科会
- (未定) 防災ポスターコンクール審査

表紙の写真

平成15年7月梅雨前線豪雨災害
水俣市宝川内集地区で起きた土砂災害現場

写真提供：水俣市

内閣府(防災担当)

〒100-8972 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2 (中央合同庁舎第5号館3階)

TEL. 03-5253-2111 (大代表)

URL: <http://www.bousai.go.jp/>



◎地下鉄丸の内線「霞ヶ関」下車
B3b出口より連絡通路へ

広報
ぼうさい
DISASTER MANAGEMENT NEWS

2003年9月
第17号

発行日：2003年(平成15年)9月25日

監修：内閣府政策統括官(防災担当) 編集協力：総務省消防庁

編集・発行：(株)防災&情報研究所

〒103-0005 東京都中央区日本橋久松町4-7 日本橋エビスビル7階

電話 03-3249-4120 ファクシミリ 03-3249-7296

E-mail: idpis@cd.inbox.ne.jp

※ ご意見などがありましたら、(株)防災&情報研究所まで、ご連絡ください。

本誌は再生紙を使用しています。